

志木市中小企業等融資 利子補給制度のご案内



カバル
©志木市文化スポーツ振興公社

志木市では、市内中小企業者の融資の負担を軽減するため、志木市中小企業等融資制度を借り入れた方を対象に、前年度1年間にお支払いになった利子の一部を補助しています。

対象資金

- ① 志木市小規模企業者融資（運転資金・設備資金）
- ② 志木市中小企業近代化資金融資（運転資金・設備資金）

対象者

対象資金を借入れ、遅滞なく返済を行っている方

対象期間

運転資金：5年以内
設備資金：7年以内

補給率

利率1.75%のうち、1%相当額
※利子補給の対象となる資金は3,500万円が限度となります

その他

利子補給の対象となる方には、市役所より申請書類を送付いたします。

問合せ：志木市役所 産業観光課 商工労政グループ
TEL：048-475-7360

令和6年度よりSTART

中心市街地における設備資金の 実質無利子化を実施します！！

令和5年3月に志木市中心市街地活性化基本計画が国の認定を受けたことに伴い、区域内の商工業の振興を図るため、令和6年度から令和9年度の間借入れた資金の利子補給率の引き上げを行います。

対象資金

- ① 志木市小規模企業者融資（設備資金）
- ② 志木市中小企業近代化資金融資（設備資金）

対象者

中心市街地活性化区域内に所在する事業所で事業を営む方

対象期間

5年以内
5年を超える融資の場合、残りの期間については1%の利子補給となります。

補給率

1.75%相当額
(実質無利子)



※具体的な場所については産業観光課にお問い合わせください

～700万円を返済期間7年で借り入れた場合のシミュレーション～

<支払利子額>

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
114,480円	96,978円	79,480円	61,980円	44,478円	26,980円	9,480円

<利子補給額>

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
1.75%	1.75%	1.75%	1.75%	1.75%	1%	1%
114,480円	96,978円	79,480円	61,980円	44,478円	15,417円	5,417円

※実際にご利用いただく際は、返済額・期間等により、変更となる可能性があります。
※7年を超える融資の場合でも、利子補給期間は最長で7年となります。